

○内閣府告示第百五十六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエーが日本において保険業を行うことを平成二十六年六月六日付けをもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 外国保険業者の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商号 ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー

本店の所在地 ベルギー王国ブリュッセル市1

000、アーツ通り56

設立の年月日 一九二九年七月二十九日

二 外国保険業者の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

ベルギー王国

三 外国保険業者の日本における代表者の氏名及び住所

氏名 小松 哲也

住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区新
桜ヶ丘一丁目二十三番二号

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国保険業者の日本における主たる店舗

東京都中央区京橋一丁目八番七号 京橋日殖ビル七階